

令和5年2月の法人税務についてのお知らせ

	国 税 の 種 類	納付・提出期限		提出先
1	源泉所得税 (令和5年1月分)	納付期限	令和5年2月10日(金)	税務署
2	法人税・消費税等 (令和4年12月31日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和5年2月28日(火)	税務署
3	法人住民税・法人事業税 (令和4年12月31日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和5年2月28日(火)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和5年6月30日決算法人)	中間申告書の提出期限	(直前課税期間の年税額が 48万円超400万円以下) 令和5年2月28日(火)	税務署
<p>※注 1年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。 法人税の中間申告納付額 10万円以下・消費税の中間申告納付額 24万円以下</p>				
5	法人住民税・法人事業税 (令和5年6月30日決算法人)	中間申告書の提出期限	令和5年2月28日(火)	都道府県知事 ・市町村長

税 理 士 さ ん の 豆 知 識

給与所得控除と特定支出

「特定支出制度」

給与所得は給与収入から必要な経費を控除することにより求められる。必要な経費の明確な判断ができないため概算額により給与所得控除額として給与収入から控除し給与所得を求めている。

以下に掲げる支出（以下特定支出という。）がある場合、その合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する額を超えるときは、その超える額と給与所得控除額の合計額を給与収入から控除して給与所得を求めるとされている。

給与収入 － 給与所得控除額 － (特定支出 － 給与所得控除額 × 1/2) = 給与所得
 (特定支出の適用を受けるためには、確定申告によらなければならない。)

「特定支出」

特定支出とは、以下の7種類の支出をいう。

- ①通勤のために、通常必要な支出。
- ②勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅行のために、通常必要な支出。
- ③転勤に伴う転居のために、通常必要と認められる転居のための支出。
- ④職務に直接必要な知識や技術の習得を目的とした、研修を受けるための支出。
- ⑤業務に直接必要な資格を取得するための支出。
- ⑥単身赴任者が勤務地から自宅へ帰省するために、通常必要と認められる支出。
- ⑦次に掲げる支出で、職務の遂行上直接必要であるとして、給与の支払い者が認めた支出。

(合計額は65万円が限度です。)

- ・書籍や定期刊行物等を購入するための支出。
- ・制服や作業着など、執務する際に必要として着用する衣服を購入するための支出。
- ・業務の関係先を接待、供応その他これらに類する行為を行うための支出。